

# 独立行政法人日本万国博覧会記念機構の目的及び業務の概要

## 1 目的

独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」といいます。）は、人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念することとしています。

（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成 14 年法律第 125 号。（以下「個別法」といいます。）第 3 条）

## 2 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行います。（個別法第 10 条）

- (1) 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。
- (2) 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運営すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金（次条第二項において「運用利益金」という。）の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- (3) 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。